

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 51
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(1)	(1) 男性の家事・育児等への参画促進
細項目	③	③先進的な取組事例の収集及び情報提供 男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。
該当施策名 (事業名)	男性の家事・育児等参加応援事業経費	
該当施策の背景・目的	・ 男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている。(「平成28年社会生活基本調査」時において83分) ・ 「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。」こととされた。	
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 24,683 千円 の内数
		29年度予算額: 17,220 千円
		28年度歳出予算現額※1: 13,313 千円
		28年度決算額: 11,893 千円
		使用割合: 89.3 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

該当施策概要	男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ（結婚、妊娠、出産期など）、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催する。 ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展。 インターネット等の啓発広報を展開する。 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例を収集し、インターネット等による情報提供を行う。 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化を図る。 上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成する。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策（事業）	関連施策（事業）の通し番号※2		
	77		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策（事業）	関連施策（事業）の通し番号※3		
	24		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	10—1	国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局総務課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について（平成28年1月）」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策（事業）の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）」での施策の整理上の番号を示す。

＜目的＞

男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章が新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。

計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。（平成23年社会生活基本調査時において67分）

平成30年度事業内容(案)

- ▶ 官民の有機的な連携の下、啓発キャンペーンとしてのイベントを開催。
 - ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など
 - ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展
- ▶ インターネット等の啓発広報を展開。
- ▶ 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例の収集とインターネットによる情報提供の実施。
- ▶ 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化の推進。
 - ・ネットワークの構築及び行動宣言、ロゴマークの作成
 - ・発起人会合の開催
 - ・賛同者(会社)ミーティングの開催と開催結果の情報発信
 - ・賛同者(会社)の男性の家事・育児への参画支援の好事例企業等の公表 等

上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する！

【参考】 女性活躍加速のための重点方針2017（平成29年6月6日：すべての女性が輝く社会づくり本部決定） 抜粋

I あらゆる分野における女性の活躍

2. 男性の暮らし方・意識の変革

(1) 男性の家事・育児等への参画促進

③ 先進的な取組事例の収集及び情報提供

男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。

(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進

① 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成

男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。

男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 52
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(2)	(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進
細項目	①	①男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。 男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。
該当施策名 (事業名)	男性の家事・育児等参加応援事業経費	
該当施策の背景・目的	男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている。(「平成28年社会生活基本調査」時において83分) 「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。 男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。」こととされた。	
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 24,683 千円 の内数
		29年度予算額: 17,220 千円
		28年度歳出予算現額※1: 13,313 千円 28年度決算額: 11,893 千円
		使用割合: 89.3 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

該当施策概要	男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催する。 ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展。 インターネット等の啓発広報を展開する。 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例を収集し、インターネット等による情報提供を行う。 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化を図る。 上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成する。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	77		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	24		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	10—1	国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局総務課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

＜目的＞

男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章が新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。

計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。（平成23年社会生活基本調査時において67分）

平成30年度事業内容(案)

- 官民の有機的な連携の下、啓発キャンペーンとしてのイベントを開催。
 - ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など
 - ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展
- インターネット等の啓発広報を展開。
- 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例の収集とインターネットによる情報提供の実施。
- 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化の推進。
 - ・ネットワークの構築及び行動宣言、ロゴマークの作成
 - ・発起人会合の開催
 - ・賛同者(会社)ミーティングの開催と開催結果の情報発信
 - ・賛同者(会社)の男性の家事・育児への参画支援の好事例企業等の公表 等

上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する！

【参考】 女性活躍加速のための重点方針2017（平成29年6月6日：すべての女性が輝く社会づくり本部決定） 抜粋

I あらゆる分野における女性の活躍

2. 男性の暮らし方・意識の変革

(1) 男性の家事・育児等への参画促進

③ 先進的な取組事例の収集及び情報提供

男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。

(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進

① 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成

男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。

男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 53
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(2)	(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進
細項目	①	①男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。 (後略)
該当施策名 (事業名)	男性の家事・育児への参画促進事業	
該当施策の背景・目的	・長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の原因の一つであり、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間は1日当たり67分となっており、先進国としては最低の水準に留まっている。このため、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要不可欠である。 ・内閣府少子化対策担当では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業として「さんきゅうパパプロジェクト」を促進しており、「子供が生まれる日」「子供を自宅に迎える日」「出生届けを提出する日」などに休暇を取得し、出産をした妻や生まれてきた子供に感謝、全面的に家事・育児をすることを推進している。 ・「少子化社会対策大綱」、「働き方改革実行計画」や「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 21,349 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
該当施策の政策手段の分類		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	・配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育て目的の休暇取得の促進を図るため、内閣府男女共同参画局や厚生労働省、民間企業・経済団体等と連携して、指令塔となる官民協議会を設置し、賛同する企業を巻き込み、企業の製品やサービスに利活用可能なロゴマークを普及啓発の一環として公募する。 ・公募したロゴマークから最優秀マークを決定して、その後の普及定着のためのキックオフイベント(例えば、連携フォーラムと企業のブース出展、働き方改革や長時間労働是正に関するミニセミナー等)を開催する。 ・また、合わせて賛同企業がロゴマークを利用して、各企業がターゲットとする顧客に働き掛けていくような仕組みにする。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	75、76		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	18、19、21		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	1－3	男女共同参画に関する男性の理解の促進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	10－2	
担当府省・担当課	内閣府		
	子ども・子育て本部		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

男性の家事・育児への参画促進事業費

(内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当））

30年度概算要求額

0.2億円

(新規)

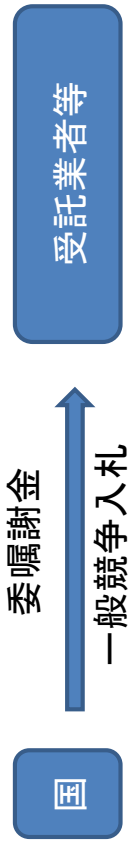
事業概要・目的

○長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の原因の一つであり、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子供を持つ夫婦の家事関連時間は1日当たり67分となっており、先進国としては最低の水準に留まっている。このため、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要不可欠である。

○内閣府少子化対策担当では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業として「さんきゅうパパプロジェクト」を促進しており、「子供が生まれる日」「子供を自宅に迎える日」「出生届けを提出する日」などに休暇を取得し、出産をした妻や生まれてきた子供に感謝、全面的に家事・育児をすることを推進している。

○「少子化社会対策大綱」、「働き方改革実行計画」や「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。

資金の流れ

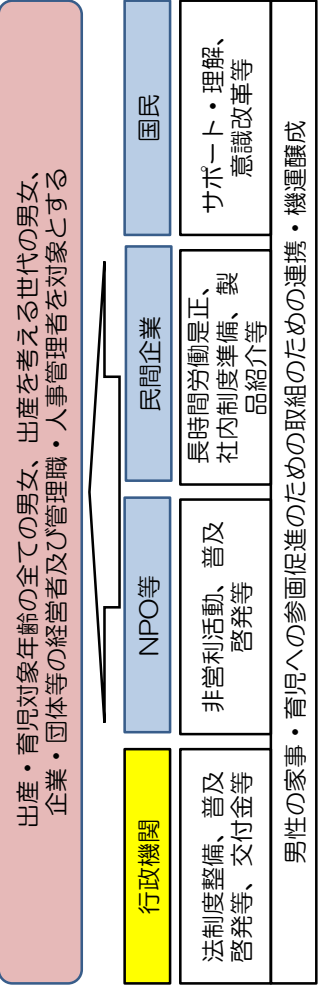


事業イメージ・具体例

○配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育て目的の休暇取得の促進を図るため、男女共同参画局や厚生労働省、民間企業・経済団体等と連携して、指令塔となる官民協議会を設置し、賛同する企業を巻き込み、企業の製品やサービスに活用可能なロゴマークを普及啓発の一環として公募する。

○公募したロゴマークから最優秀マークを決定して、その後の普及定着のためのキックオフイベント（例えば、連携フォーラムと企業のブース出展、働き方改革や長時間労働是正に関するミニセミナー等）を開催する。

○また、合わせて賛同企業がロゴマークを利用して、各企業がターゲットとする顧客に働き掛けていくような仕組みにする。

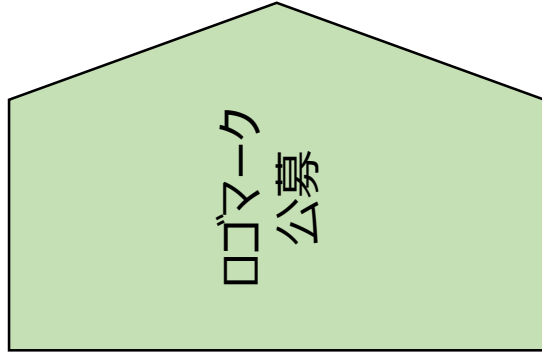


期待される効果

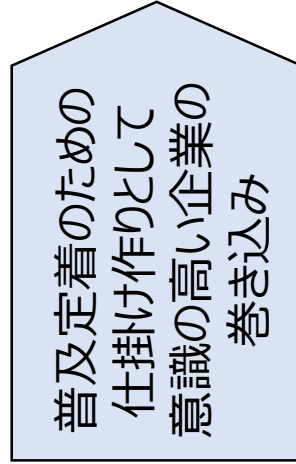
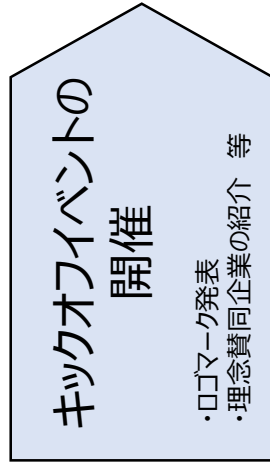
○キャンペーン等を通じて、地方公共団体や企業・団体の人事部門・管理部門の担当者、子育て中の方々に男性の家事・育児への参画に関する啓発を行うことで、具体的にどのようなことを実施すべきかを考えるきっかけとなるとともに、機運醸成が図られることが期待される。

政府主導

男性の家事・育児への参画促進事業
(仮)



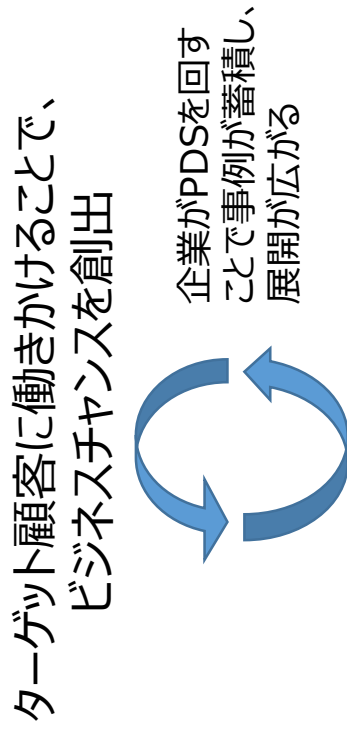
関係団体への
公募活動を通して
啓発を図る



例) 男性向け育児商品の取り扱い企業
への働きかけ
例) 人材採用企業への就職採用活動
での推薦企業のリコメンド等

民間主導

企業各社が継続展開。自走する仕組み



企業側のメリット

1. 男性市場への販売促進による
売上UP
2. ブランドイメージ醸成による、
人的リソースの確保
(副次的に、売上UP)
3. 働き方改革、長時間労働の是正

ロゴマークの掲出＝キャンペーン理念賛同の表明

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 54
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(2)	(2)男性が家事・育児等を行う意義の理解促進
細項目	②	②子供の安全に関する男性の意識の更なる醸成 男性が子供の安全を含め多様な生活の視点を持ち、また、安心して家事・育児等に参画できるよう、地方公共団体や消費者関連団体等と連携して啓発手法の開発・実施を行う。
該当施策名 (事業名)	子供の事故防止に関する取組の推進	
該当施策の背景・目的	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年300人以上亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 42,174 千円
		29年度予算額: 14,782 千円
		28年度歳出予算現額※1 - 千円
		28年度決算額: - 千円
		使用割合: - %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	子どもの事故防止に関する情報をまとめた「事故防止ハンドブック」の全国的な普及を図るとともに、事故情報を掲載したポータルサイトの抜本的な見直し等に取り組む	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	51		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	26		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	9-1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	消費者庁		
	消費者安全課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

子どもの事故防止ハンドブックの作成と配布

- 「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」を作成し、子どもの事故防止に向けた周知・啓発を行っている。
- 消費者行政部に事務局に事務連絡を発出し、ハンドブックの配布を実施している。

子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック

「未就学児に予期せず起こりやすい事故とその予防法、対処法のポイントをまとめたもの」

- ✓ 対象：0歳～6歳の子どもの保護者等
- ✓ ハンドブックの利用について
 - ・4/26より消費者庁ホームページに掲載を開始し、ダウンロードして活用可能
 - ・4/26より消費者行政部局向けに、ハンドブック冊子を配布

＜子どもの事故防止ハンドブック＞

＜消費者庁ホームページへの掲載＞

The collage features the 'Child Accident Prevention Handbook' cover, a stack of booklets, a large blue arrow, and a screenshot of the handbook's content. The screenshot shows a table of contents with categories like '子どもを事故から守る!! ハンドブック' (Child Accident Prevention Handbook), '子どもを事故から守る!! ハンドブック' (Child Accident Prevention Handbook), and '子どもを事故から守る!! ハンドブック' (Child Accident Prevention Handbook).

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 55
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(2)	(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進
細項目	②	② 子供の安全に関する男性の意識の更なる醸成 男性が子供の安全を含め多様な生活の視点を持ち、また、安心して家事・育児等に参画できるよう、地方公共団体や消費者関連団体等と連携して啓発手法の開発・実施を行う。
該当施策名 (事業名)	エシカル消費推進事業	
該当施策の背景・目的	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。 特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へつないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が薄い若い男性に向けて、エシカル・ラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 62,816 千円 の内数
		29年度予算額: 36,825 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: 27,970 千円 の内数
		28年度決算額: 19,528 千円 の内数
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	公正で持続可能な消費のため、消費者それぞれが各自が社会的課題の解決を考慮することや課題に取り組む事業者を応援する消費者活動を行う「エシカル消費」の推進する。 また、その普及啓発のため、エシカル・ラボを開催し、エシカル消費に関連した若年男性の活動を積極的に紹介するなど、公正で持続可能な将来へ向けた消費生活に対する意識・関心を高め理解促進を行う。 さらに、エシカル・ラボの開催にあたり、先進的な活動を行っている地方公共団体や消費者関連団体等との連携を図り、効果的な理解促進のための啓発手法の開発等を検討する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	27		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	10—2	男女共同参画に関する男性の理解の促進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	消費者庁		
	消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

エシカル消費推進事業

- ・消費者の意識の変化 → 環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを
選択して消費することへの関心の高まり
- ・公正かつ持続可能な社会の形成への参画 → 消費者教育の視野が消費者市民社会の形成へ拡大（「消費者教育の推進に関する法律」
平成24年法律第61号）

「倫理的消費」調査研究会

人や社会・環境に配慮した消費行動である「倫理的消費（エシカル消費）」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような
取組が必要なのかについて調査研究を行うため、平成27年5
月から平成29年3月まで、「倫理的消費」調査研究会を開催

主な検討事項

- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
・倫理的消費の歴史
・倫理的商品（エシカルプロダクツ）の事例
- (2) 倫理的消費の定義・範囲
- (3) 倫理的消費の度合い（エシカル度）を計る
基準、指標
- (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
- (5) 海外における倫理的消費の実態調査
- (6) 倫理的消費を広く普及させていく上での
課題と対応

研究会取りまとめ

～あなたの消費が世界の未来を変える～
平成29年4月「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ

○倫理的消費（エシカル消費）とは
「地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動」（消費者基本計画）

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと

配慮の対象とその具体例

人	障がい者支援につなげる商品
社会	フェアトレード商品 寄付付きの商品
環境	エコ商品 リサイクル製品 資源保護等に関する認証がある商品
地域	産地地産 産地地産品
国際貢献	エシカルファッション

○エシカル消費に取り組む必要性と意義

- ・持続可能性の観点から喫緊の社会的課題を含有課題の解決には消費者一人一人の行動が不可欠
- ・「安さ」や「便利さ」に隠れた社会的費用の意識が必要
- 推進方策の方向性
- ・国民による幅広い議論の喚起、意識の向上
- ・事業者による消費者とのコミュニケーションの促進
- ・様々な主体、分野の協働によるムーブメント作り

広く国民間での理解とその先の行動を期待

持続可能な開発目標（SDGs）

目標12：つくる責任、つかう責任

エシカル・ラボ

平成27年12月10日から12日まで開催されたエコプロダクツ2015とタイ
ミングを合わせ、エコプロダクツの参加者を始め、広く倫理的消費につ
いての理解を深めるため、12月12日（日）同会場において消費者庁主催
のシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催。

平成28年は倫理的消費への取組が盛んな徳島を本会場とし、東京会場
及び鳥取県を中継で結び、7月24日（日）に開催。広く倫理的消費につ
いての理解を深め、取組を推進するため、プログラムは倫理的消費に関
する有識者と共に若年層が倫理的消費について学習できる構成とした。

プログラム：

- 第1部 エシカル・ニュース1
「世界のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
- 第2部 エシカル・トーク
「日本全国にエシカルの輪を広げよう！」
- 第3部 エシカル・ニュース2
「地域のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
- 第4部 エシカル・メッセージ
倫理的消費に関する若者からのメッセージ発表



今後の方策

徳島県を実証フィールドとする「新未来創造プロジェクト」の活用や
民間活力との連携等による

- 先進的な取組事例の収集
- 普及のための多様な主体の推進組織（ブラットフォーム）の検討
- 啓発イベント「エシカル・ラボ」の開催

等を通じ、国民へ理解と行動を働きかける

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 56
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	2	2. 男性の暮らし方・意識の変革
小項目	(2)	(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進
細項目	③	③配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進 配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児等への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、様々なイベント等を通じて、地方公共団体、企業・団体の人事部門・管理部門の担当者や、子育て中の方々にハンドブックを活用した啓発活動等を実施し、子育て世代の気運醸成を図る。
該当施策名 (事業名)	さんきゅうパパプロジェクト促進事業(男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業)	
該当施策の背景・目的	・我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 ・そうした認識の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。 ・少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 8,000 千円
		29年度予算額: 8,000 千円
		28年度歳出予算現額※1: 8,000 千円
		28年度決算額: 32,750 千円 の内数
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	平成28年度に内閣府の委託により行った「男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究事業」の結果、27年に父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%の父親になった男性が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。 この29.1%に該当する方々の休暇の未取得になった理由を明らかにするとともに、出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	75、78		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	21		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	1－3	男女共同参画に関する男性の理解の促進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	10－2	
担当府省・担当課	内閣府		
	子ども・子育て本部(少子化対策担当)		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

さんきゅうパパプロジェクト促進事業経費（内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当））

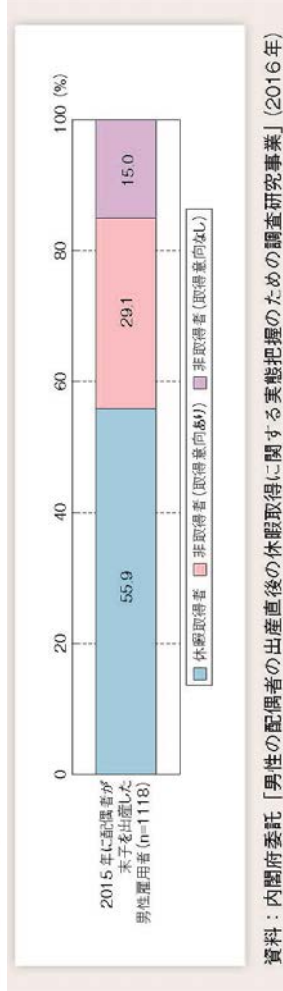
30年度概算要求額 0.08億円

（平成29年度予算額0.08億円）

事業概要・目的

- 少子化社会対策大綱（H27.3.20閣議決定）においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%（2020年）を目標に掲げている。
- 平成28年度に内閣府において実施した委託調査によれば、父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%の男性が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。
- こうのような状況の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。
- 出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、意識改革、機運の醸成を図っていく。

第1-2-34図 休暇取得者、休暇非取得者（取得意向有無）の割合



資金の流れ

委嘱謝金

（一般競争入札）

受託業者

事業イメージ・具体例

- 企業・団体等向けイベントに参加して、休暇取得促進の意義、取組事例及び家事・育児への参画の優良事例等について情報発信することにより、男性が「子供が生まれた日」、「退院する日」、「出生届けを出す日」等に休暇を取得することについて普及・啓発を行う。
- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進に関する啓発資料（出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介）について、平成29年度実施する調査の結果において得た現状値等の内容を反映した男性の「産休」スタートブックの改訂版の作成を行う。



期待される効果

- 取組を展開することにより、男性の配偶者の出産直後の休暇取得率の向上が期待される。
- 男性にとって、子育てに対する前向きな意識が醸成されるとともに、社会全体に「男性も産休・育児を取得するもの」という機運の醸成が図られる。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 57
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(1)	(1)政治分野における女性活躍
細項目	—	(1)政治分野における女性活躍 政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させるという観点から極めて重要である。政治分野における女性の参画拡大に向けて、政府の取組として、各政党に対し、ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討を引き続き要請するとともに、各政党における自主的な取組の検討が進められるよう、参考となる情報等の調査・提供を行う。
該当施策名 (事業名)	政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供	
該当施策の背景・目的	政府は、第4次男女共同参画基本計画に基づいて、各政党に対し、女性活躍推進法に基づき民間が行う取組内容を踏まえ、女性活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成の取組を含めた行動計画の策定や情報開示に向けた自主的な取組等のポジティブ・アクションの実施を要請している。これを踏まえ、政党等の政治分野への女性参画拡大のために参考となるよう、政府として必要な調査及び情報提供を積極的に行う。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 10,142 千円
		29年度予算額: 4,995 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

該当施策概要	第4次男女共同参画基本計画においては、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならない」、「特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である」とされている。 特に、地方議会においては住民の生活実感に根差した声を反映していくことが重要であり、我が国が人口減少局面に突入し、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中、住民自治の根幹をなす機関として地域の実情を考慮した的確な対応の必要性が指摘されている。 地方議会制度については、近年の制度改正により、地方公共団体が地方議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。一方で、「女性の議員の割合が男性の議員に比べて著しく少なく」、「性別や年齢層など自らの属性とは異なると考える住民が立候補しにくく、議員のなり手不足の一因となっている」、また、「住民の属性と異なることにより議員との距離感が広がり、地方議会に対する関心の低下、意思決定に対する納得感の低下につながっている」との指摘もある。この点、地方議会に多様な民意を反映することは、こうした課題の解決に資する一つの方策であると考えられる。 上記を踏まえ、平成29年度は、地方議会において女性議員の割合が少ない要因に関する調査研究を実施し、好事例等を含めた情報の提供を行う。30年度は、前年度から調査対象及び調査項目を拡充した上で継続調査を実施する。当該調査結果は、前年度の調査結果と合わせて検証を行うこととし、引き続き好事例等を含めた情報の提供を行う。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	28		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	2—1	政治分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府 男女共同参画局推進課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

政策・方針決定過程への女性の参画に資する情報提供経費（内閣府男女共同参画局推進課）

平成30年度予算案 0.2億円（29年度予算額 0.2億円）

事業概要・目的

男女共同参画社会の形成には、女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが重要です。

第4次男女共同参画基本計画において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標達成に向け、女性の参画状況の調査・情報提供を行うことが掲げられています。

(1) 政策・方針決定過程参画状況調べ作成経費

各分野における女性の政策・方針決定過程への参画について調査・公表を行い、現状を明らかにします。

(2) 地方公共団体における男女共同参画推進施策調査経費
全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握・結果を公表することにより、今後の施策の推進を促します。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画状況に係る調査研究

「2020年30%」の目標の達成に向けて、様々な分野における女性の参画状況について、分野別、業種別、地域別等ごとに専門的かつ多角的な分析等を行います。

(4) 政治分野における女性の参画に関する調査研究及び情報提供
政治分野において、女性議員の割合が少ない要因等について調査を行います。

資金の流れ

業務委託

業者等

国

事業イメージ・具体例

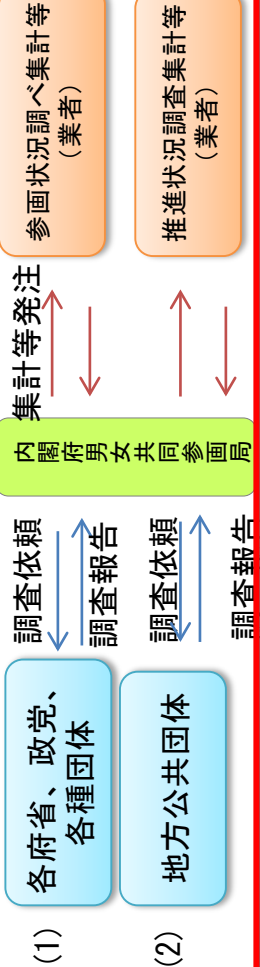
(1) 政策・方針決定過程参画状況調べ作成経費
様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき、過去からのデータと最新の調査結果を用いて、その進捗状況について整理し公表します。

(2) 地方公共団体における男女共同参画推進施策調査経費
男女共同参画に関する計画の整備状況、条例の策定状況、推進体制、管理職への女性の登用状況等について定期的な調査・分析を行い、各地方公共団体等に情報提供します。

(3) 政策・方針決定過程への女性参画状況に係る調査研究
様々な分野における女性の参画状況について、分野別、業種別、地域別等ごとに分析し、各分野の特性や実情を明らかにします。

(4) 政治分野における女性の参画拡大に関する調査研究及び情報提供

女性議員の割合が少ない要因等について、有識者検討会を設置した上で、現職議員等を対象としたアンケート等のほか、国内外の先行研究等の収集・分析等を通じて調査を行います。



期待される効果

各種機関・団体等の取組を促すとともに、効果的な施策を実施するための基礎資料を得ることが可能となる。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 58
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(2)	(2) 司法分野における女性活躍
細項目	一	司法分野は、検察官や裁判官の採用における女性割合が3割を超えるなど、女性の活躍が着実に進んでいるところ、継続就業や両立支援等のための取組は一層重要である。 検察官については継続就業等のための環境整備に引き続き配慮する取組を進め、裁判官についても同様の取組を引き続き行うよう期待する。また、司法修習生についても、修習環境の整備のための取組を引き続き行うよう期待する。
該当施策名 (事業名)	検察官の就業継続のための環境整備	
該当施策の背景・目的	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍促進のため	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・転勤先の保育所の確保が必要な場合における可能な限り早期に内示を行うなどの配慮 ・年次休暇の取得促進 ・育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	11		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	2—2	司法分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	法務省		
	大臣官房人事課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

女性職員の活躍・ワークライフバランス推進のための3つの改革と9つの取組

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日策定。平成28年1月28日一部改正）

女性職員の活躍は、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現し、人材の多様性を活かして政策の質や行政サービスの向上させるといふ総合的な視点から推進する。

このため、男女全ての職員の「働き方改革」によるワークライフバランス（WLB）の実現が不可欠。各府省の大臣、事務次官等のリーダーシップの下、以下の「3つの改革と9つの取組」を強力に進める。

働き方改革

○意識の改革

- ・大臣、事務次官等から明確なメッセージを継続的に発出。
- ・WLB推進強化月間（7・8月）を設定。
- ・WLB実現の取組を人事評価に反映。

○職場における仕事改革

- ・職場レベルで超過勤務や業務処理状況の現状把握を行った上で改革を進め、WLBの取組が優良な職場を表彰。
- ・法令、国会及び予算等業務の効率化と各省協議ルールの厳格化を徹底。

○働く時間と場所の柔軟化

- ・テレワークを本格的に活用。
- ・フレックスタイム制の拡充。

育児・介護等と両立して活躍できるための改革

○男性の家庭生活への関わりを促進

- ・管理職員等の意識の啓発と両立支援制度の利用希望の把握。
- ・育児休業取得目標（13%）に加え、配偶者出産休暇・育児参加休暇の対象となる男性職員の全員取得を目指す。

○子育てしながら活躍できる職場へ

- ・育児取得が昇任・昇格に影響しないようにする。
- ・育休中職員向けセミナーを新設。
- ・育休中職員に対し管理職員等から定期的に連絡を取る。
- ・産休・育休等の代替職員を配置しやすい環境を整備。

○保育の確保

- ・庁内保育施設の情報进行各府省職員に提供。
- ・転勤先の保育所の確保のために、早期内示を行う等の配慮。

女性の活躍推進のための改革

○女性の採用の拡大

- ・国家公務員採用試験に関し、女性の合格者の増加に向けた広報活動の強化の見直し。
- ・女性の中途採用と中途退職した女性の採用の推進。

○女性の登用目標達成に向けた計画的育成

- ・府省ごとに女性の登用目標を立て、達成に向けて計画的に育成。
- ・従来の慣行にとられず、女性が活躍する職域を拡大。
- ・出産・育児等を考慮して重要なポストの経験時期を前後させるなど、人事管理を柔軟化するとともに、転勤の可否等が登用の支障とならないよう配慮。
- ・従来の意識や慣行から脱却するよう管理職員の意識を改革。

○女性のキャリア形成支援、意欲の向上

- ・若手女性職員のキャリア形成支援研修を実施
- ・中堅女性職員の支援による意欲、スキル等の向上。
- ・ロールモデルとなる人材の育成・メンター制度の導入や人的ネットワークの形成を促進。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 59
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(3)	(3) 行政分野における女性活躍
細項目	—	(3) 行政分野における女性活躍 <u>女性職員の登用の拡大につながるよう、女性の国家公務員志望者拡大に資する戦略的広報の拡充や、研修等を通じたキャリア形成支援、女性職員の計画的な育成のための柔軟な人事管理の積極的な実施を進める。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	女性職員育成加速化、柔軟な人事管理と管理職の意識改革	
該当施策の背景・目的	我が国の経済社会の持続的な発展のためには、女性の力を最大限発揮できるようにするとともに、女性が輝く社会を実現することが重要であり、国が「まず隗より始めよ」の観点から率先して女性職員の活躍推進に取り組む必要がある。また、多様な人材を活かすダイバーシティマネジメントを進めることは、行政ニーズのきめ細かい把握や新しい発想の創出を可能とし、政策の質や行政サービスの向上にもつながる。 上記のような総合的な視点から女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての「働き方改革」によるワークライフバランスを実現することが不可欠である。ワークライフバランスの推進は、男女共に育児、介護等による時間制約のある職員が増える中で公務の持続可能性の向上の観点から極めて重要であり、全ての職員が状況に応じて柔軟な働き方を行いつつ公務を支えるという仕組みへの転換を図る必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算 30年度要求予算額: 115,362 千円 の内数 29年度予算額: 67,063 千円 の内数 28年度歳出予算現額※1: 50,282 千円 の内数 28年度決算額: 41,666 千円 の内数 使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
	—	—
該当施策概要	・ 女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナー(管理職員、若手女性職員、中堅女性職員対象)や管理職員向けeラーニングを実施する。 ・ 育児休業中の女性職員又は育児休業から職務復帰して1年以内の女性職員や、共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ・ 様々な分野で活躍する女性職員に対しインタビューを実施し、活躍事例集として取りまとめるとともに、ホームページでの公開や冊子の配布による情報発信を行う。 ・ 各府省一体となった「国家公務員」ブランドの発信・浸透を図るため、女性をはじめとした多様な対象に向け、ホームページやSNSなどの多様な媒体を通じた情報発信の強化や、説明会の企画、参加などの取組等の積極的な広報活動を実施する。また、国家公務員志望者の裾野を拡大するため、地方や海外に住む学生へ積極的に働きかけるとともに、大学生に限らず、高校生や親世代等の様々な世代も視野に入れ積極的な広報を行っていく。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	2		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	32		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2-3	行政分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	内閣官房		
	内閣人事局		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 60
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(3)	(3)行政分野における女性活躍
細項目	—	(3)行政分野における女性活躍 女性職員の登用の拡大につながるよう、女性の国家公務員志望者拡大に資する戦略的広報の拡充や、研修等を通じたキャリア形成支援、女性職員の計画的な育成のための柔軟な人事管理の積極的な実施を進める。
該当施策名 (事業名)	女性国家公務員の人材確保のための啓発・募集活動	
該当施策の背景・目的	女性国家公務員の活躍推進に当たっては、女性在职者を増加させることがその基盤となり、そのためには女性の採用者数を増加させることが必要となる。 現在、第4次男女共同参画基本計画における「指導的地位に占める割合を30%程度」とする目標に向けて取組を進めているところであり、国は、「まず隗より始めよ」の観点から女性の採用・登用の拡大に取り組むこととされている。また、そのための成果目標として、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度30%以上とすることが掲げられている。このような状況の下、有為の女子学生への重点的な誘致活動を実施し、女性申込者そのものの拡大と公務を優先志望する女性申込者の拡大を図る必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 2,994 千円
		29年度予算額: 2,614 千円
		28年度歳出予算現額※1: 2,614 千円
		28年度決算額: 1,496 千円
		使用割合: 57.2 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・「女性のための公務研究セミナー」の実施 様々な府省における業務内容やその魅力、女性の活躍の実態等を説明し、公務への関心をより一層高めてもらうことを目的として実施する。	
	・「女性のための霞が関特別講演」の実施 国の行政の最前線で活躍する女性行政官が、我が国の重要な政策課題について講演するとともに、併せて女性の立場から仕事のやりがいや仕事と家庭の両立についても言及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。	
	・女子学生等試験制度ガイダンスの実施 多数の大学で国家公務員試験制度を説明し、より多くの女子学生に職業選択の一つとして公務に関心を持ってもらうことを目的として実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2－3	行政分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	人事院		
	人材局企画課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

★は女性採用拡大に向けた施策。
その他、女子学生のための試験制度ガイダンス等も実施。

※ 実績は平成28年度

【啓発活動】

霞が関特別講演

公共政策大学院等と連携して、各府省の第一線で活躍する
企画官等が、重要な政策課題をテーマとして連続講演を実施。
東京大、京都大、一橋大のほか、北海道大、東北大、名古屋
大、岡山大、九州大、早稲田大で開催。

- ・前期（4～6月） 参加者数 延べ約1,700人
- ・後期（9～12月） 参加者数 延べ約2,100人

公務研究セミナー



本府省に勤務する職員による公務の仕事の魅力や勤務実
態等の説明を通じて、公務に関心を持ってもらうことを目的と
して実施。

- ・公務研究セミナー 参加者数 約4,900人
- ・公務研究セミナーin霞が関 参加者数 延べ約3,500人

★ 女性のための霞が関特別講演



主に女性の公務への動機付けを行うことを目的として、各
府省の女性行政官が女性の立場から公務の魅力等を伝えな
がら、重要な政策課題について講演。

- ・参加者数 延べ約200人

★ 女性のための公務研究セミナー等

国家公務員の仕事や各府省の業務概要、仕事のやりがい、
ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等を伝えることにより、よ
り多くの女性に公務への関心を高めてもらうことを目的として
実施。

- ・参加者数 約1,600人



一般職官庁業務（管区機関等）説明会

各府省の管区機関等の業務を中心に、より現場に近い仕事の魅力を説明。

- ・参加者数 約6,400人

大学等での就職ガイダンス

大学や大学院に赴き、国家公務員の仕事や試験制度等を説明。

- ・1大学院、87大学で101回実施 参加者数 約4,700人

霞が関（公共政策・法科）大学院生インターンシップ

各府省の実際の業務の体験を通じて、行政課題の研究に協力するとともに、公務理解に資す
ることを目的として実施。7月～9月に実施。

- ・13大学院47人の学生が20府省で実習。

【人材確保活動】

霞が関OPENゼミ等



中央省庁における職場体験、若手職員との意見交換等を
通じて、公務への関心を高めてもらうことを目的として、国家
公務員を志望する者を対象に3月に実施。

- ・霞が関OPENゼミ 参加者数 延べ約7,900人
- ・地方でのOPENゼミ 参加者数 延べ約14,000人

総合職中央省庁セミナー等

総合職試験・一般職試験の志望者を対象として3月に開催。

各府省が公務の魅力や各府省の業務内容を説明。

- ・総合職試験志望者対象 参加者数 約1,700人
- ・一般職試験志望者対象 参加者数 約4,700人



法科大学院生対象業務説明会



法科大学院生を対象として開催。ガイダンスに続き、各
府省が公務の魅力や各府省の業務内容を説明。

- ・参加者数 約30人